

第6章

屋外広告物の制限に 関する事項

(法 第8条 第2項 第4号 イ)

第1節 屋外広告物の制限に関する基本的な考え方

屋外広告物は、景観を形成する重要な構成要素の一つであり、周辺景観への影響が極めて大きいことから、建築物等の行為の制限と併せた一体的な景観行政が求められます。

現在は「新潟県屋外広告物条例」の制限内容に基づき、屋外広告物の規制誘導を行っています。今後は、本計画の推進状況を踏まえ、本市の実情に応じた屋外広告物の規制誘導について県との調整を図るとともに、以下の方針に基づく「(仮称)村上市屋外広告物条例」の制定を目指します。

【屋外広告物の制限について】

- 屋外広告物は景観上の影響が大きい要素であるため、屋外広告物の関する事項を景観計画に位置付け、景観行政と連携して進めることが望まれます。
- 景観行政団体が景観計画において本事項を定めた場合には、屋外広告物条例の制定権限を県から移譲を受けることができ、屋外広告物行政と景観行政を一体的に行うことが可能となります。
- そのため、景観行政団体は別途屋外広告物条例を定め、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限については、当該条例に基づき行うべきであるとともに、都道府県から事務の移譲を受けることが望まれます。

■現行の制限内容（新潟県屋外広告物条例）

- ・禁止物件：橋、植樹帯、信号機、道路標識、道路上の柵、電柱・街灯柱 など
- ・禁止地域：第一種・第二種低層住居専用地域、高速道路・新幹線から両側 300m 以内の区域（用途地域を除く） など
- ・許可地域：都市計画区域、主要地方道・鉄道等の境界線から両側 100m 以内の区域、高速道路・新幹線の境界線から両側 300m 超え 500m 以内の区域、自然環境保全地域、自然公園の区域 など
- ・許可基準：立看板等、広告旗、野立広告板・広告塔、建築物を利用する広告物の設置位置、設置数、表示面積、高さ など

第2節 屋外広告物の制限に関する方針

第1項 許可地域及び禁止地域に関する方針

- 景観計画区域における景観形成の推進を図るため、屋外広告物の許可地域を景観計画区域である市全域への拡大を検討する。
- 屋外広告物の禁止地域として、景観重要建造物及び樹木の敷地内、及び重要文化財や史跡等の範囲の追加を検討する。

第2項 許可基準に関する方針

- 景観計画区域のうち、特に良好な景観形成を図る必要がある重点地区については、形態、意匠、面積、色彩、高さ等の表示および設置の制限追加を検討する。
- 特に、景観への影響が大きい屋外広告物が表示及び設置される可能性の高い広域幹線沿道では、面積、色彩、高さ等の制限追加を検討する。
- その他の景観計画区域においても必要に応じて制限内容の追加を検討する。